東ト協運運発第４６号の２
平成１７年９月１３日

会　　員　　各　　位

社団法人 東京都トラック協会
会　長　中　西　英　一　郎

第４５回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、(社)全日本トラック協会および各都道府県トラック協会では、本年１０月１６日から同年１１月１５日までを準備期間とし、同年１１月１６日から平成１８年1月１０日までを運動期間として、例年どおり「正しい運転・明るい輸送運動」を展開することとなりました。

つきましては、(社)全日本トラック協会が策定した実施計画に基づき、下記のとおり本運動を積極的に実施して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．目　　的

この運動は、交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、もって利用者の輸送ニーズ等の社会的要請に応えることを目的に年末年始の輸送繁忙期において実施する。

２．準備期間

平成１７年１０月１６日から同年１１月１５日まで

3．運動期間

平成１７年１１月１６日から平成１８年1月１０日まで

4．主　　催

(社)全日本トラック協会・(社)東京都トラック協会

5．後援・指導

国土交通省、警察庁の後援を得て、関係機関の指導を仰ぐものとする。

6．実施事項

本運動の目的を達成するため、交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立を主軸とした次の実施事項（実施項目及び着眼）を事業所ごとに事業主、管理者、従業員等が一体となって実行する。

(1) 交通事故防止

ア　運行管理の徹底

(ｱ) 的確な点呼の実施

運行管理者に対して、ヒューマンエラーにおける事故を未然に防ぐため、運行管理規程の内容について再度確認をさせ、点呼の徹底を図る。

その際、運転者の飲酒・疾病・疲労等の健康状態、服装、及び車両点検の実施結果等を確認する。

また、事前に道路、交通、気象状況等を把握し、点呼時にそれらに関する必要な注意事項について適切に指示する。

(ｲ) 過労運転の防止

a　適切な運行計画及び乗務割を作成する。

作成にあたっては、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守するとともに、運転者の勤務状況を確実に把握し、運転者の交通労働災害を防止するため、過労等に十分注意する。

b　作成した運行計画はできる限り早期に運転者に明示し、体調を整えさせることが肝要である。

(ｳ) 運転者の管理

a　安全運転に係わる社内規程等の内容について再確認をさせ周知徹底を図る。

b　運転者の運転能力、適性、健康状態、身上等の把握に努めるとともに、運行計画等の作成にあたっては、把握した状況に適応させる。

c　疲労、病気、家庭事情等により、乗務困難な運転者の出現に備え、運転交替要員を予め指名しておく。

d　事故の記録・運転者台帳の作成・保存を行い、運転者の適切な管理に努める。

e　国土交通大臣が告示で定めるところによる、特別な指導と運転者の適性診断を受診させるよう周知する。

(エ) 過積載防止の徹底

過積載は、法令違反であることはもとより、操縦性が不安定となる。またブレーキの使用方法によっては、フェード現象を誘発することもあり、大変危険である。

さらに、重量違反車両の通行による道路構造への影響が指摘されていることから、運行管理者、運転者ともに、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載とならないよう十分注意する。

(オ) 危険物輸送の安全確保

a　積載貨物に応じて、高圧ガス保安法、消防法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の運搬に関する諸法令を遵守する。

b　危険物等物質の輸送の引き受けに際しては、危険物等の性状、異常時の措置及び防護器材の要否、その他安全輸送に必要な情報を荷主から得るとともに、特にコンテナ等については、必ず危険物等の収納の有無を確認する。

c　乗務前の運転者に対する点呼時には、当該貨物が危険物であること及びその性状、異常時の連絡体制その他安全輸送に必要な説明及び指示を確実に行う。

また、関係省庁の指導の下に発行している日本化学工業協会会員会社の製造する化学製品についての緊急連絡カード(イエローカード)を携行させるとともに、緊急時において、これを活用できるよう日常の教育訓練を徹底する。

d　運転者は運行前に必ず、標識、表示、消火器、固縛状態等が的確であるかどうかの確認の励行を期すとともに、特に、警察庁が１１月の１ヶ月間実施する「危険物運搬車両の指導取締り」期間には、危険物車両の安全運行に万全を講じる。

(ｶ) 国際海上コンテナを積載したトレーラ運行の適正化

国際海上コンテナを積載しトレーラを運行する場合には、関係法令で定める許可(制限外積載許可または特殊車両通行許可)の取得状況及び許可事項の確認を行い、運行の適正化を図る。

(ｷ) 車両の管理

a　運行車両は、定期整備及び日常点検を確実に実施する。

b　運転手から不備事項の報告を受けた場合は、速やかに修復措置を講ずる。

また、故障等の発生に備え、代替車両を予め計画しておく。

c　年末年始時期は、降雪、凍結期となるので、冬期用タイヤとの交換、タイヤチェーンの整備、滑り止め対策等の措置を早めに講ずる。

d　無車検車両、無保険車両は運行しない。

e　過積載や高速道路における制限速度超過を助長する不正改造は絶対に行わない。

また、安全運行の妨げとなる装飾板等の取り付けについても禁止させるように徹底する。

f　車輪のホイール・ボルト折損による脱落事故の防止を再度徹底するため、日常点検時およびタイヤ交換時等におけるホイールナットの適切な締め付け・タイヤの状態確認を励行させる。

イ　安全運転の徹底

(ｱ) 追突の防止

一般道路・高速道路での追突死亡事故が多発していることから、同種の事故の防止についての指導を徹底させる。

a　定められた最高速度を厳守する。

特に年末年始は、交通量の増加と降雪、凍結等による路面変化が予想される時期でもあるので、交通、道路、気象等の状況を確認し、こ

れらの状況に適応した安全速度で走行する。

b　十分な車間距離を保持する。

特に高速道路においては、前走車への無理な追随走行や割込みはしない。

c　脇見運転、漫然(ボンヤリ)運転をしない。

特に高速道路においては、常に先行車の挙動や道路状況に十分注意し、これに適応した運転操作を励行する。

d　運転中は携帯電話等を使用しない。

やむを得ず使用する場合には、安全な場所に停止し使用するように徹底する。

(ｲ) 運行上の違法駐車対策

貨物の積卸しに必要な駐車スペースが不足していることから、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等を計り、荷主等関係者にも駐車スペースの確保、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等について協力を依頼し、違法駐車対策を推進する。

(ｳ) 歩行者の保護

歩行者(特に高齢者)及び自転車利用者の安全を確保し保護する。

特に年末年始は人出が多いため、十分な注意が必要である。

危険が予測される場合は、減速運転を励行するとともに、夕暮れ時と夜間時の走行には、特に注意を図るように徹底する。

(ｴ) 交差点における事故防止

交差点では十分注意して徐行する。

特に右左折時は安全を十分確認し必ず徐行するとともに、特に高齢者の歩行者や自転車利用者の通行に十分注意する。

また、大型車が左折する際は、内輪差及び死角を念頭に入れ、巻込み事故を起こさないよう慎重に運転する。

(ｵ) 追越し時の注意

安全をよく確かめてから追越しする。

特に追越しは、前・後方の交通及び道路状況について安全を十分確認してから行う。

(ｶ) 居眠り運転の防止

運転中、眠くなったら、速やかに近傍休憩施設において休憩、休息をとる。

(ｷ) 飲酒運転等の厳禁

酒気帯び・飲酒運転または覚せい剤の使用は絶対行わない。

特に年末年始は飲酒の機会も多いと思われるが、酒気帯び運転の範囲拡大を周知徹底させ、飲酒の際は残留アルコールにより翌日飲酒運転となることのないよう飲酒量及び飲酒時間に十分注意する。

(ｸ) その他の安全運転

ａ　踏切道では、必ず停車して安全確認後通過する。

ｂ　保安基準の緩和をうけた大型車を運転する際は、指定された通行経路、通行時間帯、通行条件等を熟知し、それを厳守する。

ｃ　運転時は、正しい方法によりシートベルトを必ず着用する。

(ｹ) 運転マナーと技量の向上

正しい運転は、交通法令の遵守(運転マナー)と車両の正しい取扱いによって得られる。

このため、運転者は交通法令を熟読理解するとともに法令の精神を念頭において運転する。

また、当該車両取扱説明書に基づく正しい車両の取扱いに習熟し、運転マナーの発揮とあいまって正しい運転に努める。

(2) 交通公害の防止

ア　車両騒音等への対処

(ｱ) 過積載をしない。

また、定められた最高速度を超え走行しない。

(ｲ) 定期点検整備及び運行前点検を確実に実施するとともに、不備事項は速やかに整備する。

(ｳ) 窒素酸化物等の排出量の少ない最新の排出ガス規制適合車への代替促進・低公害車の導入促進を図る。

(ｴ) ＣＯ２の排出量削減を図るため、エコドライブの推進に努めるととも

に、アイドリングストップの実践を心がける。

イ　ディーゼル黒煙低減

保有車両について、黒煙低減対策を重点とした点検・整備を自主的に実施する。

ウ　地域住民に対する深夜、早朝の騒音防止

(ｱ) 暖気運転は静かにアイドリングを行い、水温計が少しでも動いたら完了する。

(ｲ) 駐車する場合はエンジンを停止する。

(ｳ) 走行する場合は、指定の車両通行帯及び通行時間を厳守する。

(3) 輸送秩序の確立

ア　過積載運行の防止

(ｱ) 事業所は、適切な運送(積載)計画を作成し、過積載を防止する。

また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

(ｲ) 運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させるとともに、過積載となる車両は運転させない。

イ　運賃の適正収受

(ｱ) 荷主または一般利用者からの運賃は適正に収受する。

このため、運賃の適正収受に関する荷主等への啓蒙に努める。

(ｲ) 事業所間における不当なダンピング等は行わない。

(ｳ) 原価意識に関する講習・研修会を開催し、運賃収受の適正化と経営基盤の確立を図る。

ウ　自主点検による巡回指導

(ｱ) 適正化指導員等の地域内の巡回指導により過積載、名義貸し、違法白トラ等の悪質な法令違反者の発見に努めるとともに、行政への通報を行う。

また、正しい積載方法(落下防止)と運転方法について指導する。

(ｲ) 行政当局との密接な連絡協調を図り、事業者研修、指導研修、ブロック連絡会議等を開催して、業界全般ならびに指導員等の資質の向上を図る。

エ　輸送サービスの向上

(ｱ) 利用者に対しては、常に笑顔と誠意をもって接するとともに、言語態度を明快にし親切に対応する。

(ｲ) 輸送相談所を開設し、一般利用者に対する広報活動ならびに積極的な輸送相談を行う。

(ｳ) 関係事業所の一般利用者窓口との連携を図る。

(4) 参加意識の向上

ア　自社広報紙等の利用、或いは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により本運動を従業員に周知徹底させる。

イ　本運動の実施事項について、チェックリスト等を作成して総点検を行い、必要な改善事項を明らかにし、その改善に努める。

ウ　従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、意識、職能の向上に努める。また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。

エ　ドライバー管理を適切に行うため、自動車事故対策機構等の適性診断を活用する。

オ　自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の規定による「自動車運送事業等の判断の基準となるべき事項」に基づき、ＮＯｘ・ＰＭ削減対策を講ずるよう努力する。

(5) その他

本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、(社)全日本トラック協会が表彰を行いますので、表彰基準に該当する事業所または従業員があったと認められたときは、所属支部に表彰方の具申をして下さい。